

令和2年度における国民健康保険制度の主な改正（案）について

1 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の拡大について

(1) 改正（案）の概要

低所得者に対する保険料の軽減措置の対象を拡大するため、保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをするもの。

① 5割軽減の対象世帯拡大

(現行) 基準所得金額 33万円 + 28万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基準所得金額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数

② 2割軽減の対象世帯拡大

(現行) 基準所得金額 33万円 + 51万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基準所得金額 33万円 + 52万円 × 被保険者数

【例】給与収入3人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約193万円 → (改正後) 約195万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約291万円 → (改正後) 約296万円

【例】給与収入4人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約233万円 → (改正後) 約236万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約364万円 → (改正後) 約368万円

【例】年金収入2人世帯 (65歳以上)

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約224万円 → (改正後) 約225万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約270万円 → (改正後) 約272万円

(2) 施行日

令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の保険料から適用する。

2 健康診断助成制度の対象者の拡大について

(1) 改正(案)の概要

本市の国民健康保険においては、被保険者の健康の保持増進、疾病予防及び重症化防止に資するため、本市が行う市民健診を国保被保険者が受診する際に、その自己負担額の全部又は一部を助成している。

厚生労働省通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」における対象者に合わせて、以下のとおり対象者を拡大する。

(現 行)	子宮頸がん検診	40歳～69歳	→	無料
(改正後)	子宮頸がん検診	<u>20歳</u> ～69歳	→	無料

(2) 施行日

令和2年度の市民健診受診分から適用